

日本臨床検査医学会臨床検査管理医制度

臨床検査管理医制度規定

平成 17 年 10 月 29 日 制定 平成 18 年 8 月 19 日 改定
平成 21 年 3 月 29 日 改定 平成 21 年 8 月 8 日 改定
平成 22 年 3 月 27 日 改定 平成 25 年 8 月 25 日 改定
平成 29 年 9 月 2 日 改定 平成 30 年 12 月 22 日 改定
令和元年 6 月 29 日 改定

1. 臨床検査管理医の認定は、日本臨床検査医学会制定のこの規定にしたがって実施する。
2. 認定試験受験資格
 - 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としてふさわしい人格・識見を持つこと。
 - 2) 願書請求時、日本臨床検査医学会の会員であること。
 - 3) (旧)日本専門医制評価・認定機構の加盟学会*1の認定医・専門医、日本医師会認定産業医資格、ICD 制度協議会認定インフェクションコントロールドクター(ICD)資格の何れかを有すること。
 - 4) 3)の資格を有さないものは、出願時に本会の学術集会、特別例会、支部総会、支部例会のいずれかに合計 4 回以上出席していること。
 - 5) 1 年間以上の臨床検査関連の実務経験を有すること。
3. 受験資格審査、認定作業および認定証交付は、日本臨床検査医学会の責任と基準において実施する。
4. 臨床検査専門医は、臨床検査管理医資格を申請により取得できる。
5. 臨床検査管理医証の有効期限は 5 年間とし、更新手続きは 5 年ごとに行う。

付 則

1. この規定は令和元年 6 月 29 日から実施する。
2. この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

認定試験内規

平成 21 年 3 月 29 日 制定
平成 27 年 10 月 3 日 改定

1. 試験の性格
認定試験（以下試験という）は資格試験であって、選抜試験ではない。したがって、あらかじめ合格者定数を定めることはない。
2. 試験の実施時期および実施要綱の公示
 - 1) 試験は有資格者について、当分の間、年 1 回行う。
 - 2) 当該年度の試験実施時期および実施要綱については実施 3 ヶ月以前に公表する。
3. 試験の内容
 - 1) 試験は筆記試験とする。
 - 2) 筆記試験は原則として多肢選択問題と記述式問題とし、【臨床検査管理医のための GIOs】を反映する【講習会プログラム】のなかから出題する。
 - 3) 試験内容は試験前に行う講習会の内容からとする。
 - 4) 試験問題は公表しない。
4. 試験の実施方法
 - 1) 試験は、毎回、試験実行委員会（以下実行委員会という）をおき、責任をもって実施する。
 - 2) 実行委員長は審議会において指名し、実行委員長は学会評議員の中から実行委員を選出し、審議会委員長がこれを委嘱する。
 - 3) 実行委員長、委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
5. 試験の合否判定
 - 1) 合否判定は、審議会が行う。

付 則

1. この規定は平成 27 年 10 月 3 日から実施する。
2. この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

臨床検査管理医の一般教育目標 (GIOs)

平成 17 年 10 月 29 日 制定

平成 18 年 8 月 19 日 改定

平成 21 年 3 月 29 日 改定

臨床検査管理医の基幹 GIOs(一般教育目標 ; General Instructional Objectives)は、以下の 4 つである。

1. 臨床検査医学の実践を通じて、予防医学・健康管理の分野で貢献できる。
2. 臨床検査部(室)ならびに臨床検査に関連した部署の適切な管理・運営の基本を身につける。
3. 行政関連ならびに日本医師会、各地区医師会などの精度管理事業の企画・実行に協力し、精度

管理調査・監査報告書の作成ができ、さらに立ち入り検査では学識経験者として監視指導ができる。

4. 登録衛生検査所の業務に関して指導監督ができる。

付 則

1. この規定は平成 21 年 3 月 29 日から実施する。
2. この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

講習会プログラムの骨子

平成 17 年 10 月 29 日 制定

平成 18 年 8 月 19 日 改定

平成 21 年 3 月 29 日 改定

1. 臨床検査医学の総論(検体の扱い方、基準値、感度・特異度、尤度比、内部・外部精度管理、など)。
2. 行政関連ならびに日本医師会、各地区医師会などの精度管理事業について。
3. 医療関連サービス機構が実施する施設認定につ

いて。

付 則

1. この規定は平成 21 年 3 月 29 日から実施する。
2. この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

認定更新制度規定

平成 17 年 10 月 29 日 制定

平成 18 年 8 月 19 日 改定 平成 19 年 3 月 31 日 改定

平成 21 年 3 月 29 日 改定 平成 26 年 10 月 18 日 改定

平成 30 年 12 月 22 日 改定 令和 1 年 12 月 20 日 改定

令和 4 年 7 月 2 日 改定

1. 日本臨床検査医学会は臨床検査管理医の水準を保持するため、次の方式により認定更新制度を施行する。
2. 認定更新の申請を行うものは認定後も継続して申請時まで日本臨床検査医学会の会員でなければならない。
3. 認定更新は臨床検査専門医・管理医審議会の中に設置された受験・更新資格審査委員会が行う。
4. 認定更新は、認定を受けてから 5 年間に、日本臨床検査医学会臨床検査専門医・管理医審議会が指定した教育企画に参加し、下記の所定研修

単位を取得したものについて行う。

- (1) 更新に必要な総単位数は 30 単位以上とする。
- (2) 上記(1)のうち 20 単位以上は、日本臨床検査医学会の企画したものへの参加により取得したものとする(これには発表・報告の単位は含まない)。
- (3) 上記(2)の 20 単位の中には、日本臨床検査医学会学術集會ないしは日本臨床検査医学会特別例會のいずれかに 1 回以上参加した単位が含まれていること。
なお、第 65 回および第 66 回日本臨床検査医学

会学術集会1回分のe-learning教材による単位(受講証明書が必要)は、日本臨床検査医学会学術集会に参加した単位1回とすることができ。ただし、この単位は2回までとする。

(4) 2022年度から受講開始されたeラーニングでは1コンテンツ0.4単位とする。(受講証明書が必要)

(5) 臨床検査専門医は、臨床検査専門医更新の際に自動更新となり更新料も免除される。

5. 認定更新に必要な研修単位取得の対象となる企画と参加等に関する単位数は、下記の表により計算する。

(1) 日本臨床検査医学会(学術集会・地方会・例会)：参加(10点)、発表*(30点)

*なお、日本臨床検査医学会への発表・報告による単位は、1回の会合につき1題に限り認定する。

(2) 関連学会とは以下の学術団体を指し、その学会が主催する講演会や教育セミナー等を指す(地方会・例会を含み、参加5点、発表10点)。

臨床検査管理医制度規定 2. 認定試験受験資格 3)に示す、(旧)日本専門医制評価・認定機構の加盟学会^{※1}に加え、日本医療検査科学会、日本医療情報学会、日本ME学会、日本化学療法学会、日本血栓止血学会、日本検査血液学会、日本産業衛生学会、日本臨床化学会、日本臨床検査専門医会、日本臨床微生物学会とする。

(3) 日本臨床検査医学会誌「臨床病理または日本臨床検査医学会誌」の筆頭者(30点)、共同発表者(10点)。その他の学術論文は、レフリー制度の確立している学術誌で臨床検査医学(臨床病理学)に関連したものとし、著者名、題名、雑誌名、巻、頁、出版年度の順に記し、筆頭者15点、共同発表者5点の単位を認める。

6. 認定更新の単位登録は、学会や講演会に参加したことを証明する書類、例えば、参加費の領収書、参加証明書あるいはそのコピーなどを添付すること。

7. 認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間内に取得した単位数が、更新に必要な単位数に満たないときは、認定更新の保留を申し出て、所定の単位数を満たした時に再申請をすることができる。なお保留期間は2年間までとし、保留期間中は認定証が失効するので日本臨床検査医学会臨床検査管理医を呼称することはできない。但し、海外留学、病気、その他のやむを得ない特別な事情による場合は、その事情を記した書類を添付し保留期間の延長を申請し、かつ受験・更新資格委員会がその事情を正当な理由と認めた場合に限り、資格失効の日から5年を限度に保留期間の延長ができる。

付 則

1. この規定は令和4年7月2日から実施する。
2. この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

臨床検査管理医の認定更新に必要な単位表

A. 日本臨床検査医学会学術集会・特別例会・支部総会・支部例会	発表・報告 30 参加 10
A. 日本臨床検査医学会学術集会1回分のe-learning受講 ※第65回・第66回に限る	参加 10
A. eラーニング(2022年度から受講開始分)	受講 0.4
B. その他の関連学会が主催する講演会や教育セミナー等	発表・報告 10 参加 5
C. 日本臨床検査医学会「臨床病理または日本臨床検査医学会誌」掲載の学術論文(1編)	筆頭者 30 共同発表者 10
その他のレフリー制度が確立している学術論文(1編)	筆頭者 15 共同発表者 5

※1 (旧)日本専門医制評価・認定機構の加盟学会とは、日本内科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、日本精神神経学会、日本外科学会、日本整形外科学会、日本産科婦人科学会、日本眼科学会、日本耳鼻咽喉

喉科頭頸部外科学会（旧日本耳鼻咽喉科学会）、日本泌尿器科学会、日本脳神経外科学会、日本医学放射線学会、日本麻酔科学会、日本病理学会、日本臨床検査医学会、日本救急医学会、日本形成外科学会、日本リハビリテーション医学会、日本消化器病学会、日本循環器学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本肝臓学会、日本アレルギー学会、日本感染症学会、日本老年医学会、日本神経学会、日本消化器外科学会、日本呼吸器外科学会、日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会、日本小児外科学会、日本小児神経学会、日本心身医学会、日本リウマチ学会、日本消化器内視鏡学会、日本大腸肛門病学会、日本気管食道科学会、日本周産期・新生児学会、日本生殖医学会、日本人類遺伝学会、日本超音波医学会、日本核医学会、日本集中治療医学会、日本輸血・細胞治療学会、日本東洋医学会、日本温泉気候物理医学会、日本臨床薬理学会、日本産業衛生学会、日本病態栄養学会、日本透析医学会、日本臨床腫瘍学会、日本総合病院精神医学会、日本アフェレンス学会、日本ペインクリニック学会、日本脳卒中学会、日本臨床細胞学会、日本心療内科学会、日本放射線腫瘍学会、日本頭痛学会、日本てんかん学会、日本 IVR 学会、日本脳神経血管内治療学会、日本肝胆膵外科学会、日本脈管学会、日本血管外科学会、日本乳癌学会、日本人間ドック学会、日本高血圧学会、日本総合健診医学会、日本手外科学会、日本心血管インターベンション治療学会、日本小児循環器学会、日本プライマリ・ケア連合学会、日本頭頸部外科学会、日本婦人科腫瘍学会、日本脊髄外科学会、日本脊椎脊髄病学会、日本小児血液・がん学会、日本美容外科学会、日本小児精神神経学会、日本小児心身医学会を指す。